

伊予市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル実施要領

本市では、伊予市学校給食センター調理等業務を民間事業者へ委託するにあたり、次のとおりプロポーザル方式（公募型企画提案方式をいい、以下「本プロポーザル」という。）により優先交渉者を選定する手続きについて必要な事項を定めたので、本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書に必要書類を添付し、定められた期日までに提出すること。

1. 目的

本市の学校給食センターが抱える調理員の高齢化や人員不足といった課題について、業務の一部を民間委託することによって解決するほか、民間事業者が有する専門的な知識や技術力等を活用することで、より一層安全・安心でおいしい学校給食の提供、持続可能なセンター運営及び合理化を推進することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

伊予市学校給食センター調理等業務

(2) 委託業務の内容

※業務の詳細は、別紙「伊予市学校給食センター調理等業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（5年間）

3. 委託料等

(1) 業務委託料

¥696,335,000円（消費税及び地方消費税を含んだ5年間の総額とする。）

(2) 提案限度額

上記(1)の額を超える提案は、受け付けない。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルの参加者は、参加申込書の提出日において、(1)に定める資格要件を全て満たし、かつ、(2)の参加制限に該当しない者とする。

(1) 資格要件

- ① 伊予市に入札参加資格の登録がある法人格を有する者。
- ② 愛媛県内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する者。
- ③ 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メ

ニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の実績を3年以上有し、又は同程度の義務教育諸学校〔学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校〕を対象とした学校給食業務の受託実績を3年以上有し、現在も継続して業務を実施していること。

④ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険に加入している者。

(2) 参加制限

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による、更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者もしくはなされた者

③ 消費税、地方消費税、法人税、主たる事業所が在する自治体の市区町村民税を滞納している者。

④ 参加申込書を提出した日から、過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による食中毒その他の食品に係る事故を起こし、営業停止処分を受けた者。

⑤ 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。

⑥ 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。

⑦ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

⑧ 参加申込書を提出した日から契約締結の日までの期間において、本市から指名停止を受けた期間を有する者。

5. 参加申込

本プロポーザルに参加する者（以下「参加事業者」）は、次により参加申込書等を提出すること。また、**参加事業者は必ず6の現地説明会に出席すること。**

(1) 提出期間

令和6年11月15日（金曜日）から令和6年12月5日（木曜日）までの執務時間中（土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（受付日時及び配達を受領が証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、本市において郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒799-3131 愛媛県伊予市大平甲 911 番地 2

伊予市学校給食センター Tel : 089-989-5257 (Fax : 089-989-5258)

(4) 提出書類

① 参加申込書(様式2)

② 参加資格要件確認書(様式3)

③ 業務実績書(様式4)

参加資格の要件を満たしていることが確認できる委託契約書及び仕様書の写しを添付すること。(実績として記入したもののうち、いずれか1件の契約に関するもので可)

④ 会社概要書(様式5)

会社の沿革(設立から現在に至るまでの経緯)及び会社の組織がわかる書類(支店・営業所・事務所及び組織図等)を添付すること。(パンフレット可)

⑤ 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書(様式6)

⑥ 業務実施体制に関する提案書(様式7)

⑦ 衛生管理に関する提案書(様式8-1)

⑧ 作業工程表(様式8-2)

別紙1「作業工程表及び作業動線図作成要領」に基づいて作成すること。

⑨ 作業動線図(様式8-3)

上記「⑧作業工程表」の作業動線図を作成すること。

⑩ 危機管理に関する提案書(様式9)

生産物賠償責任保険に加入していること及びその内容が確認できる書類(保険証書の写し等)を添付すること。

⑪ 見積書(様式10)

各年度の人件費、被服費、保険衛生費、管理費等の詳細な積算内訳書を任意様式で作成して添付すること。

⑫ 申請書類チェックリスト(様式11)

(5) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

① 正本・副本ともにA4版ファイルに綴じ、ファイルに業務名及び会社名を記入することとし、正本のみ業務名の後ろにカッコ書きで正本と記入すること。

② 綴じる順番は、様式11を提出書類の先頭に書類番号1から15の順とする。また、区分間に仕切り紙を差し込み、書類番号がわかるインデックスを貼付すること。

③ 正本がカラー刷りの箇所は、副本もカラー刷りとすること。

6. 現地説明会

(1) 日時 令和6年10月22日(火曜日)午後1時30分集合

(2) 場所 伊予市学校給食センター(伊予市大平甲911番地2)

(3) 持参物

- ① 現地説明会参加者の直近半月以内の検便検査結果
(必須とする検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157 及びノロウイルス)
- ② 清潔な衣服（マスク、白衣及び帽子）及び調理用靴
※ 汚染区域用と非汚染区域用の2組を持参すること
- ③ 名刺（出席者本人のもの）

(4) 留意事項

- ① **参加事業者は、必ず現地説明会に出席すること。（欠席の場合は応募を認めない）**
- ② 参加事業者の出席者は、1事業者につき2名以内とする。
- ③ 参加事業者は、令和6年10月18日（金曜日）午後5時までに出席者の氏名及び参加人数を伊予市学校給食センターへファックス（任意様式）で報告すること。
(Fax : 089-989-5258)
- ④ 出席者は、現地説明会の当日に出席者本人の名刺を提出すること。
- ⑤ 説明会当日、下痢、発熱、嘔吐等の症状がある者は、参加を認めない場合がある。
- ⑥ 駐車場は伊予市学校給食センター内の駐車スペースを利用すること。ただし、車両数等の関係で駐車が難しい場合は指定する場所へ駐車すること。

7. 質問書の提出及び回答

提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書（様式1）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、着信の確認は、質問者の責任において実施すること。

- (1) 受付期間 令和6年9月30日（月曜日）から令和6年11月7日（木曜日）
の執務時間中

- (2) 提出先メールアドレス

伊予市学校給食センター kyushoku@city.iyo.lg.jp

- (3) 回答方法

提出された質問への回答は、令和6年11月14日（木曜日）までに質問者へ電子メールで回答するほか、伊予市ホームページ内において公表する。

(<https://www.city.iyo.lg.jp>)

8. 提案のヒアリング

参加事業者は、提案書に基づくプレゼンテーションを行うものとし、次のとおりヒアリングを実施する。

- (1) 日時（予定）

令和6年12月25日（水曜日） ※詳細については、後日通知する。

- (2) 実施場所 伊予市庁舎 ※詳細については、後日通知する。
- (3) 説明者
参加申込書（様式2）に記載する担当者を含む3名までとする。
※業務責任者として配置を予定している者は、出席必須とする。
- (4) 持ち時間
1事業者につき40分程度
（プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を20分程度）
※プレゼンテーションの時間は厳守とし、説明途中であっても終了させるものとする。
※準備・撤収は、評価前後の約10分間の休憩時間に行うこと。
- (5) その他
 - ① 会場にはスクリーン、電源ケーブルのみ市で用意するものとし、その他必要な機材がある場合は参加事業者において用意すること。
 - ② 参加事業者による傍聴及び録音は認めない。
 - ③ ヒアリング当日において、資料の差し替えや新たな資料の提出は認めない。
 - ④ プレゼンテーションの順番は「参加申込書（様式2）」の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

9. 優先交渉者の選定

- (1) 選定方法
伊予市教育委員会プロポーザル方式等実施要綱に基づく伊予市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加事業者が行う提案及びヒアリングにより、「12 評価基準」に基づく総合的な評価を行い、獲得点数の最も高い参加事業者を契約の「優先交渉権者」として特定する。
- (2) 獲得点数が最も高い参加事業者が2者以上の場合の決定方法
 - ① 価格に関する評価区分〔(7) 見積額〕の獲得点数の高い者を優先交渉権者として決定する。
 - ② 価格に関する評価区分〔(7) 見積額〕の獲得点数も同点の場合は、評価基準の中で最も優先順位が高い評価区分〔(2) 業務実施体制〕の獲得点数の高い者を、優先交渉権者として決定する。
 - ③ 前号までで優先交渉権者が決定しない場合は、選定委員会委員長が決定する。
- (3) 優先交渉権者を特定しない場合
最も高い参加事業者の獲得点数が、満点の60%に満たない場合は、選定委員会において協議を行い、優先交渉権者を特定しない場合がある。
- (4) 参加事業者が1事業者の場合
 - (1) に基づき、総合的な評価を経て、この者を優先交渉権者として特定する。た

だし、この場合においても前項の規定は適用する。

(5) 選定結果

全参加事業者に対し、令和7年1月10日（金曜日）付け発送の書面にて結果を通知するとともに、伊予市ホームページ内に優先交渉権者以外の名称を伏せて、各参加者の取得点数を含めて公開する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

10. 契約の締結等

- (1) 9により特定された優先交渉権者と、契約に向けた仕様の詳細協議を行った後、見積徴取を行い、見積が採用となった場合、契約を締結するものとする。
- (2) 優先交渉権者との見積が不調となった場合は、獲得点数により順位付けられた上位の者から順次、契約締結の交渉を行うものとする。
- (3) 優先交渉権者が契約締結の日までに4の参加資格要件を欠くこととなった場合は、契約を行わない。
- (4) 前項の場合において、優先交渉権者は市の決定に対し、異議申立ができない。

11. 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合、提出された提案書等は、無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本プロポーザルの実施にあたって、不誠実な行為があった場合
- (3) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本市から指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 「4.参加資格要件等」に該当しない場合

12. 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

13. その他留意事項

- (1) 提案書等の作成、応募、現地説明会及びヒアリング等、本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 提出後の提案書、その他提出書類の修正、変更又は追加は、誤字脱字その他軽微なもので市が認めたもの以外は、認めない。
- (4) 提出された提案書等、一切の書類は、返却しない。
- (5) 提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし本市が本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届（任意様式）

を速やかに5の(3)の担当課へ提出すること。

- (7) 提出書類が、伊予市情報公開条例（平成17年4月1日条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと本市が判断した部分を除き公開することがある。
- (8) その他、本要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市において、その対応を決定する。

14. 実施に関するスケジュール（予定）

項 目	期 限 等
公募開始（公告）	令和6年9月30日（月曜日）
現地説明会	令和6年10月22日（火曜日）
質問受付期間	公募開始日から令和6年11月7日（木曜日）
質問回答日	公募開始日から令和6年11月14日（木曜日）
参加申込書等の提出期間	令和6年11月15日（金曜日）から 令和6年12月5日（木曜日）まで
選定日（ヒアリング）	令和6年12月25日（水曜日）
選定結果通知の発送	令和7年1月10日（金曜日）